

交通冤罪

埼玉県 吉田事件

なぜ「死人に口なし」の事件は繰り返り返されるのか

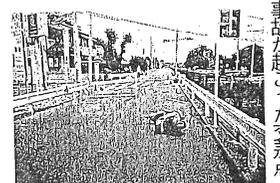
取材・文 柳原三佳



「ノーヘル」「自殺行為」「信号無視」警察が遺族に突きつけた事実無根の暴言の数々

『赤信号無視で交差点に突っ込んだ自損事故』（＝過失100％）。直後からそう決め付けられ、「被疑者」として扱われていたスクーターの青年は、実は、完全な「被害者」だった……。

2006年11月1日、前橋地裁太田支部で下された民事裁判の判決は、警察の捜査結果を完全にくつがえす結果となった。「死人に口なし」とばかりに、自己防衛的な嘘をついた加害者の供述、そして、実態のない目撃者の証言を鵜呑みにした一方的でずさんな捜査。亡くなった息子の無過失を信じ、現場に通いつめた両親の闘いの日々をレポートする



事故が起こった交差点

やなぎはらみか●ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前に語れ』（WAVE出版）、『これでいいのか自動車保険』（朝日新聞社）、『死因究明』（講談社）、『交通事故被害者は二度泣かされる』（リベラ出版）、最新刊『自動車保険の落とし穴』（朝日新書）など著書多数。



光さんをはねたK物流のトラック

写真/横兵大輔（P 68上、69、76）
イラスト/吉岡昌諒

ガードレールには今もポスターが。



埼玉県羽生市上川保交差点。

用水路沿いに設置されたフェンスには、『事故の目撃者を捜しています』というポスターが貼られ、周囲には色とりどりのシルクフラワーや生花が飾られている。信号待ちで止まったドライバーは、それらが目に入った

瞬間、こころなしか妙な面持ちになる。おそらく、ここが死亡事故現場であることに気がない人は、誰もいないだろう。今から6年前、この交差点で、一人の青年が突然命を奪われた。2003年8月5日午後0時50分。

この日、原付スクーターに乗って群馬県館林市内の自宅を出発し、埼玉眞羽生市方面に向かっていた吉田光さん（当時20歳）は、交差点を通過し終わる直前、左側から走行してきた大手運送会社の4トントラックと衝突したのだ。

吉田さんの自宅に第一報が入ったのは、事故から約1時間後のこと。それは、「息子さんが羽生の病院にいたので来てください」という内容のみを伝える短い電話だった。母親の幸子さんは振り返る。

「光は2時間ほど前、元気にうちを出かけたばかりでした。横にいた主人は、なにかの間違いだろうと思ひ、すぐに病院に確認の電話を入れたのですが、『そういう名前の人はいない』と言われ、ホッとしていました。すると、再度電話が鳴り、何時頃来られるかと聞かれたのです。私たちは思わず、『どうして息子が病院にいるんですか？』と聞き返し、そのとき初めて、光が本当に交通事故に遭っていたのだということを知らされたのです」

父親の健一さんと幸子さん夫婦はすぐに病院へ駆けつけた。入り口に到着すると、すでに看護師が待機。走りながらその後をついていくと、そこはICU（集中治療施設）だった。

「何、これは？ 何が起こっているの？ ドアが開いたとたん、私たちの目の中に信じられない光景が飛び込んできました。頭が真っ白になり、状況が

理解できませんでした。医師は蘇生術を施しながら、『もう、1時間以上続けているんですけど、心臓が動いてくれません』と私たちに告げました。主人は思わず光のところにかけより、泣きながら名前を呼び、自分でも、光は戻ってきてはくれませんでした……」

トラックの左前部で全身を強打し、路上に投げ出された光さんは、救命治療の甲斐なく死亡したのだった。

遺体は間もなく霊安室に移された。幸子さんはそばにいたいと願ったが、それは叶わず、複数の警察官がストロボつきのカメラを手に、出たり入ったりを繰り返す姿を、ただ廊下で見ているしかなかった。

事故の状況について、吉田さんが説明を受けたのは、それから4時間後のこと。4トントラックを運転していたのは、K物流という大手運送会社に勤める

やはり光は信号無視なんてしていいなかつたんです」

それから数日後、Nは吉田さん夫妻と共に自分の勤務先である運送会社の羽生支店に向向き、真実を語り始めた。上司らは驚いた様子で本人に何度も確認していたが、Nはそれでも「自分は警察に嘘の供述をしていった」と話したという。

しかし、この日を境に再び流れは変わった。運送会社は弁護士を立て、以降、吉田さんとNとの直接接点拒んできたのだ。

そして、一時は「気持ちが悪くなった」とまで話していたNは、再び供述を、元の「青信号で進入した」に戻した。

彼の報告書の中には、その理由についてこう書かれていた。「自分が吉田さんに有利になるようなことを言えば、吉田さんが納得するし、逆にもしそうでないと、もしかして自分の子供や家族に仕返しがあるのではな

いかと思つて恐ろしかった」

結局、この事故の再捜査は行われることなく、2004年12月、N氏は「嫌疑不十分」とのことでの不起訴処分。納得できなかった吉田さんは、すぐに檢察審査会に申し立てたが、05年4月、「不起訴相当」の議決が下される。

決定書にはその理由として、以下のように記されていた。「被疑者(N)が信号無視をした事実は目撃者の証言によっても明らかではない」

それは逆に、光さん側の「信号無視」を意味づける、辛い結果でもあった。

警察、検察、そして檢察審査会までもがよりどころとしたこの「目撃者」とはいったい誰なのか、そして、その「証言」の内容とは……。

しかし、不起訴処分になった事件の調査は、ほとんど非公開で、遺族が見られるのはせいぜ

い実況見分調査書の写真と現場見取り図まで。事故の瞬間を目撃していた人物に関する情報は、まったくわからないままだった。

姿の見えない「目撃証人」

「スクーターの信号無視1100%過失」とされ、その判断に納得できなかった吉田さん夫妻は、2005年、加害者と運送会社を相手に賠償請求の民事裁判を提訴した。そして、事故から2年以上たったこの時点で初めて、事故の刑事記録を謄写、つまり、問題の「目撃者調査」を見ることができたのだ。

それは、A4サイズが2枚の、供述調書というにはあまりに薄っぺらいものだった。

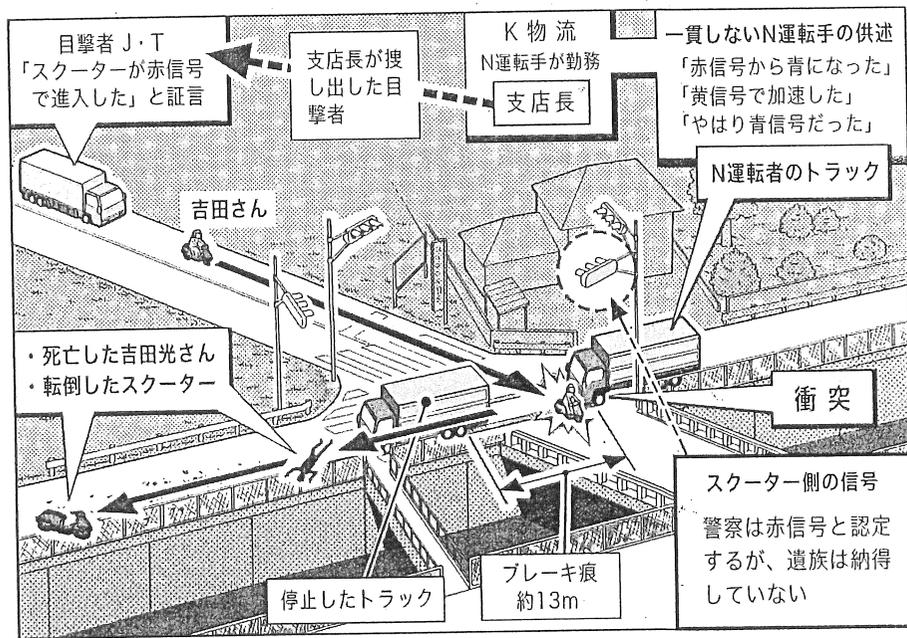
実況見分の立会人の欄には、「J・T」という女性の名前と年齢が記されている(調査の中では実名。住所は遺族に調査が開示された段階で黒塗り)

1枚目には、実況見分の日時が、「8月10日 午後1時50分から午後2時5分まで」と書かれていた。つまり、この目撃者は事故から5日後、現場で15分間だけ実況見分に立ち会ったことになる。

そして、2枚目には、立会人「J・T」による詳細な指示説明が記載されていた。この目撃女性(J・T)は、トラックを運転して光さんの真後ろを走行中、光さんが加害者トラックと衝突するまでの様子を一部始終見ていたというのだ。

ところが、民事裁判の証人尋問の中で、ある事実が明らかになった。なんと、目撃者J・Tは、警察が現場で事情を聞いたのではなく、Nが勤める運送会社の支店長が自ら捜し当てた人物だったというのだ。

死亡事故を起こした運転手の会社の上司が、事故から5日も経って探し当てたという「目撃者」の証言。それをそのまま採



用する警察の捜査のあり方には、遺族でなくとも不信感を感じざるをえないが、前橋地裁太田支部で行われた証人尋問では、その点に疑問を持った原告側弁護士と裁判官が、支店長本人に法廷で具体的な質問を投げかけた。

私は傍聴席でそのやり取りを聞いて驚くと同時に、目撃証言のあまりに片寄った採用方法に大きな疑問を感じた。交通死亡事故はこんなにも皆さんの処理をされているのか……。

この日、法廷で目の当たりにした支店長の証人尋問。そのごく一部を抜粋してみる……。

弁護士 8月5日、Nが事故を起こしましたね。あなたも現場へ行きましたか。
支店長 はい。行きました。
弁護士 警察官は何人くらいおられた？
支店長 はつきりとは覚えていませんけど、数名おりました。

弁護士 そこに数名いた警察官から、信号のことについて何か聞きましたか？
支店長 目撃者らしい人がいるということも聞きまして、その方が、お亡くなりになった光さんが赤信号で進入していったと。あとはNから「自分は青で入っていった」ということを聞きました。

弁護士 交差点の事故ですの、N(加害者)に、おまえの進路の信号は何色だったかと聞きましたか？
支店長 はい。自分は青で進出したというふうに聞いております。

弁護士 そこに数名いた警察官から、信号のことについて何か聞きましたか？
支店長 目撃者らしい人がいるということも聞きまして、その方が、お亡くなりになった光さんが赤信号で進入していったと。あとはNから「自分は青で入っていった」ということを聞きました。

弁護士 あなたはその目撃者の方に会いましたか。
支店長 会いました。8月7日です。

弁護士 あなたが捜したんですか？
支店長 はい。

弁護士 本件とのかかわりについてはどういうふうに言っていますか？

ましたか。

支店長 今回の事故に関しては正直関わりたくない、ただ、正直にそのときの状況は教えていただきまして、そのかわりに住所ですとかそういうものは一切公表しないで下さいということを言われました。

弁護士 8月7日に会っているという事は、6、7日にあなたが捜して会ったと、こういうことですか。

支店長 はい。

弁護士 ところで、あなたは弁護士とどこかで、あなたは弁護士としてJ・Tさんを捜せたのですか。

支店長 事故現場を歩いて捜しました。

裁判官 どうやって捜したかくらいは別にさしつかえがないんじゃないですか。

支店長 ですから、近所を歩いて捜してたんですけど。

裁判官 ただ漫然と歩いて見つかるものでもないでしょう。事故を自撃しませんでしたか、と

いうことで、みんなまわつてみたわけですか。

支店長 はい。

裁判官 その結果、たまたまその中にJ・Tさんがいたと、そういうことですか。

支店長 はい。

弁護士 何件くらいまわつた？あの交差点の界隈だと、そんなに軒数はないんですけど。5、6軒？

支店長 もうちょっと……。

弁護士 50軒とか100軒とか？

支店長 そこまではまわらなかつたです。10軒前後だと思えます。

弁護士 その10軒の中に入っていたわけだ。

支店長 はい。

裁判官 J・Tさんには、今回の裁判に証人として出てくれるようにお願いしたんですか。

支店長 はい。ただ、先ほども話したように、ちよつと事故とは関わりたくないのので勘弁願

たいと……。

この尋問を聞き終えた母親の幸子さんは、法廷を出たとたんきつぱりと言いきった。

「現場付近に、J・Tという女性など住んでいないはずですが、私達は事故後、1軒1軒、かなり広い範囲にわたって話を聞いてまわりましたが、そのような証言は皆無でした」

当時、私はこの事件を「フライデー」(講談社)で取り上げたのだが、このとき、支店長の証言を検証するために、現場周辺の徹底調査をおこなつてみた。

手がかりは、目撃者の女性の氏名(J・T)と当時の年齢(33歳)。現場付近は住宅が建て込んでいないため、対象範囲をかなり広げて隣町まで行つてみたものの、結局、J・Tという人物の情報はまったくつかめなかつた。

M支店長は証人尋問の中で、

事故の翌日(8月6日)から捜し始め、7日にはJ・Tと会つて事故の目撃談を聞いたという。これは事実なのだろうか。

これは事実なのだろうか。これは事実なのだろうか。事故を起こしたドライバーの会社の上司が捜し出してきた目撃者の証言を、警察がここまで重要視してよいものなのか。こんなことがまかり通るのなら、誰でも数日たつてから有利な目撃者を連れてくればOKということになる。亡くなった被害者は一言も反論できないのに、これではあまりに不公平だ。

ちなみに、大手運送会社のほとんどがそうであるように、K物流もまたトラックに「任意保険」をかけていなかった。車両の保有台数が多く、保険料が莫大になるため、万一のときは自社で払つたほうがまし、という考え方である。

この事故の場合、光さんの信号無視なら過失割合は100対0(自損事故扱い)になり、結

果的にK物流は1円も賠償する必要はない。つまり、「信号の色」は即、損害賠償にからんでくるだけに、捜査機関には特に慎重さが求められるところだ。警察庁交通局編の『自動車事故捜査手帖』には、「目撃者の取り調べ」の注意点について、こう記されている。

「事故直後に申し出ることなく、後日警察に目撃状況の提供を申し出る第三者には警戒が必要である。いずれかの当事者から証言を依頼され、依頼者に有利な嘘の供述をしにくる者も時にいるからである。」

「信憑性なし」と切り捨てた民事の裁判官

結局、J・Tという目撃者は、民事裁判に最後まで姿を見せることはなかつた。黒塗りの住所もそのまま、民事裁判の裁判官にすら結局その所在すらわからないままだった。

しかし、加害者側にとつて有利な目撃者を証人として出せないという事は、民事裁判では極めて不利だ。

そして、11月1日、群馬地裁前橋支部で判決が言い渡された。

判決文には、「(吉田)光が死亡してしまった以上、光の供述との対比の上で、被告Nの供述の信用性を吟味することもできないことに鑑みれば、被告Nの上記供述等から直ちに、光が本件交差点に進入した際の対面信号が赤色を表示していたとの事実を認めることはできない。」

と明記されていた。つまり、「光さんの信号無視」という警察の判断と加害者側である被告人Nの言い分を否定し、信用できないと切り捨てたのだ。

問題の目撃者についても、以下のように記されていた。

「目撃者J・Tは、同じく同日10日に実施された実況見分に立

会い、光の運転する原動機付自転車、対面信号が赤色を表示していたにもかかわらず、本件交差点に進入した旨の指示説明をしているが、その認識の詳細が記載された書面は提出されていない。さらに、証人M(支店長)の証言によれば、J・Tの所在を確認していることが認められるにもかかわらず、J・Tの証人尋問の申請をしないのであつて、これらの事情に照らせば、実況見分におけるJ・Tの指示説明は、それ自体が概括的なものである上、反対尋問による信用性の吟味も経ていないのであるから、上記各指示説明をもって光が、対面信号が赤色を表示しているにもかかわらず、本件交差点に進入したとの事実を認めることはできない。」

さらに、加害者N自身の証言に対して、

「被告Nの陳述は、主要な点において変遷を重ね、一貫しているとは言いがたい上、被告Nが

本件交差点に進入した際の対面信号が青色を表示した旨の供述については、その裏づけとなるべき客観的証拠はない」という厳しい口調で却下されていた。

時効と「壁」

その後、運送会社側は控訴してきたが、東京高裁ではほぼ一審の判決内容に沿つたかたちで和解を勧告。過失割合「100対0」は覆り、吉田さん側の主張は認められ、結果的に光さんは信号を守つていた、ということが決着したのだ。

民事裁判で明らかになつた事故の真実。しかし、刑事記録の中では、光さんの信号無視という汚名は拭かれていないまま、まさに「冤罪状態」が続いていた。どうしても納得できなかった両親は、再三、警察と検察に再捜査を要求したが、具体的な動きはなく、業務上過失致死罪

の時効（5年）は、刻々と迫っていた。

そして、時効が目前に迫った2008年8月1日、吉田さん夫妻はいたたまれず、さいたま地検に「告発状」を提出した。

加害者のNに対しては、「業務上過失致死、道路交通法違反、犯人隠避教唆」、Nの直属の上司Aに対しては、「犯人隠避、偽証」、その他、謎の目撃者J・Tと運送会社の上司Bに対しては、「犯人隠避」の罪があるので、捜査をしてほしいという内容である。

Nに対してはこう綴られている。

「被告人Nは、トラックを運転し、赤信号を無視して交差点に進入し、吉田光のバイクに出会い頭衝突し、光を脳破裂により死亡させたものである。前記の事実が罰金以上の罪にあたることを知りながら、事故の刑事責任、ひいてはK物流の責任を逃れる目的で、AやBら会社の上

司から、Nの対面信号であったとの虚偽の事実を供述し続けるように指示され、虚偽の供述を自らおこなうと共に、結果的に上司らに暗黙の依頼をし、上司らに虚偽の供述、証言をさせ、もって犯人隠避を示唆したものである。」

しかし、時効まであと4日と迫ったこの段階での再捜査は、どう考えても不可能だった。結果的に加害者のNは、起訴すらされず、何の咎めも受けることはなかったのだ。

時効の前夜、苦しみぬいた母親の幸子さんは、夫の健一さんには告げぬまま、加害者の自宅の前で、彼の帰りを待ち続けた。「夜、加害者が戻ってきました。私はたずねました。『明日で事故から5年、時効を迎えます。どうか私に本当のことを話してください』と……。でも、結局だめでした。Nは、光が悪くはなかったことは認めるのですが、自分が信号無視をした、と

いうこと、そして謝罪の言葉は最後まで出しませんでした……」

一瞬のうちに起こる交通事故。しかし、加害者の嘘と警察の初動捜査のずさんさは、さらに被害者遺族に深い苦しみを与え、真実追求という終わりのない長い闘いを強いる。

「警察は、真実を正しく見極めてくれる正義の味方“私たち

あの日まで、何も疑うことなくそう信じてきました。それなのに、何も調べず一方的に信号無視と決め付けられて……。いったい誰が、息子にかけられた冤罪を晴らしてくれるのですか……」

事故から6年、吉田さん夫妻の苦しみはいつまで続くのだろうか。

